

事業主、事業主団体の皆様へ

働き方・休み方改善コンサルタント を利用しませんか？

適切な労働時間で働き、適切な休暇を取得することは、社員の仕事に対する意識や、モチベーションを高めるとともに、業務効率、生産性の向上、職場への定着、優秀な人材の確保、ひいては企業の成長、発展につなげることができます。

岡山労働局では、働き方改革に関する相談や助言を行うため、専門的な知識や豊富な経験を有する社会保険労務士等から任用した「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は全て無料です。相談内容に関する秘密は守られます。

～企業が抱えるこのような悩みにコンサルタントが対応します！～

- 働き方改革を考えているが、そもそも何をすればいいのかわからない
- 残業時間を削減し、長時間労働を改善したい
- 優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい
- 労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）ってどんなこと？
- 従業員の動機付けが難しい。良い研修はないの？
- 会合に併せて、研修会（ワークショップ）をしてほしい



「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます

1 コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3 研修会（ワークショップ）の開催（団体の会合に併せてご利用ください）

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。



「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用を希望される方は、裏面の利用申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはメールにて、下記あて先までお申し込みください。

■ 問い合わせ・申込先 ■

岡山労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント

TEL 086-225-2017 E-mail kokin33hata@mhlw.go.jp

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

(宛先) 岡山労働局 雇用環境・均等室

TEL 086-225-2017 E-mail kokin33hata@mhlw.go.jp

お手数ですが、下記に必要事項をご記入のうえ、郵便またはメールにて送付してください。
後日、コンサルタントから連絡を差し上げ、日程等調整の上、個別訪問いたします。

【利用申込書】

働き方・休み方改善コンサルタントの利用を申し込みます。

年 月 日

コンサルタントは、社会保険労務士等、労務管理の専門家です。
ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

(事業場名)

(所在地)

(電話) () -

(担当者) 役職・氏名

◎事業場の概要について

事業内容

[]

労働者数 (内パート数)

合計 人 (人)

男性 人 (人)

女性 人 (人)

◎コンサルタントに相談したい内容について (□に"✓"を付してください。)

- 働き方改革の法改正への対応方法について 過重労働対策について
短時間労働・テレワーク・限定社員制度等、多様な働き方について
従業員が主体的に働き方改革に取り組む方法について 労務管理について
時間外労働時間の削減について 年次有給休暇制度について
就業規則の作成・変更の手続について パート労働者の労務管理について
働き方改革推進支援助成金について その他 ()

◎コンサルタント訪問希望日 (訪問希望日をご記入ください。)

第1希望日： 月 日 () 午前・午後 時頃

第2希望日： 月 日 () 午前・午後 時頃

第3希望日： 月 日 () 午前・午後 時頃

その他、訪問日程の調整希望 ()

(担当) 岡山労働局 雇用環境・均等室 働き方・休み方改善コンサルタント

TEL086-225-2017 E-mail kokin33hata@mhlw.go.jp

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

《個人情報の取扱いについて》

本申込みにより取得した個人情報並びに企業情報については本申込みに関わる事務に必要な範囲で利用し、当該事業場並びに当該個人の情報を許可なく行政目的外に使用、提供することはありません。